

第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち

介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が、支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自立して暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 総合的な生活・居住支援の充実

【現状と課題】

「在宅介護実態調査」の結果によれば、在宅サービス利用者における在宅生活継続に必要な支援・サービスについては、「移送サービス」が最も高くなっています。また、「介護サービス事業所調査」の結果によれば、市において保険外サービスが不足していると回答した8割の事業所のうち過半数が「移動支援サービス」を挙げていました。このように、高齢者が住み慣れた地域で生活を続け、自立的な活動を行うため、「移動支援」のニーズが高まっています。

また、国においては平成28年3月に閣議決定された新たな「住生活基本計画」において、高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるよう、住宅の改善・供給および高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現が目標として掲げられ、在宅での生活を支える上での夜間・休日相談に応じる体制整備も求められています。

団塊世代が75歳以上に達する令和7(2025)年を見据え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、総合的かつきめ細かな生活支援のサービス体制が求められます。

また、住まいについて、令和2年6月には、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を推進するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村は、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいの設置状況を踏まえた介護保険事業計画の策定が求められることとなりました。

本市では、すでに市民の必要利用数を大幅に超える介護施設の定数が確保されていることから、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」(4ページ参照)を定め、福祉施設整備に対応しています。

【基本施策】

第1項 生活支援サービスの充実

福祉に関する多様な相談ニーズに対応するため、関係各課や関係機関との連携を強化します。また、高齢者の日常生活を支えるため、配食サービス等各種生活支援サービスを継続するとともに、住み慣れた地域で高齢者が生活できるサービスを検討していきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 福祉総合相談体制の強化	「青梅市地域福祉計画」にもとづき、多様化するニーズに対応するため、関係部署および関係機関との連携の強化に努めます。	福祉総務課 高齢者支援課 生活福祉課 介護保険課 健康課 障がい者福祉課 子ども家庭支援課
2 高齢者の暮らしの手引の作成・配付	高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。 高齢者がいる世帯等に配付し、市の高齢者施策の周知を図ります。	高齢者支援課
3 配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。	高齢者支援課
4 高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。また、福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	高齢者支援課
5 寝具乾燥サービス事業	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。 寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	高齢者支援課
6 訪問理美容サービス事業	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。 介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	高齢者支援課
7 紙おむつ等給付事業	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。 介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	高齢者支援課
8 日常生活用具給付事業	65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	高齢者支援課
9 住宅改造費助成事業	住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢者支援課

10 養護老人ホームへの入所措置	環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	高齢者支援課
11 外出等支援の情報提供の実施	移動に困難を抱える高齢者に対し、病院や買い物等の在宅生活に必要な支援について検討するとともに、移動支援サービス等を提供する事業者についての情報収集と、必要に応じて情報提供を行います。	高齢者支援課
12 対話支援機器の導入【新規】	高齢者等が対話の中で聞こえにくさを感じる際に、意思疎通をよりスムーズに行うための機器を市窓口に導入します。	高齢者支援課 障がい者福祉課

第2項 多様な住まいの確保

いつまでも安心して暮らしていくよう、高齢者に対する住まいの支援や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの設置状況を含め、各種情報提供の強化を進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 居住系サービスの整備	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応します。	高齢者支援課
2 サービス付き高齢者向け住宅の整備	「青梅市住宅マスターplan」にもとづき、高齢者の多様な住まいなどの立地状況を踏まえた適正な供給を誘導します。	住宅課
3 高齢者住宅事業 (シルバーピア)	令和5年度までは、入居者が安心して生活できるよう配慮した高齢者専用の住宅に生活協力員を配置し、生活の安定を図ります。 令和5年度をもって廃止し、より公平で広く住宅の支援を行う制度を検討します。	住宅課
4 住替え支援事業	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課
5 住宅相談会	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、住宅の新築、増改築、リフォーム、売買、賃貸等およびマンションの修繕、維持管理等に関する相談について適切な助言を行います。	住宅課

第2節 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

福祉における総合的な流れとしては、国は高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、地域づくりの活動への参加意向は、参加者としては、6.4%の方が是非参加したい、43.4%の方が参加してもよいと答えています。このように多くの方に参加意向がありながら、実際には地域活動に参加されている方はあまり多くないという現状があり、地域活動への参加促進が課題となっています。

また、更なる高齢化に伴い、高齢者世帯や認知症高齢者、老老介護などの複合的な課題を抱える世帯の増加が予想されるなか、住民や事業所等との協働により、地域の課題を把握しながら、適切な支援につなげていくための見守り体制は、地域を支える基盤として不可欠です。

「地域共生社会」の実現に向けて、社会参加を通じた生きがいづくりの視点から、元気な高齢者がボランティア活動や福祉コミュニティの形成などを通じ、地域で活躍していくことが期待されるとともに、助け合い・共生の視点から地域全体で高齢者を見守るネットワークの充実が求められています。

【基本施策】

第1項 ボランティア活動等の支援

「青梅市社会福祉協議会」が運営するボランティア・市民活動センターの運営を支援し、関係団体同士の連携を強め、高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者が地域を支える担い手として活躍できるような基盤整備を進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 ボランティア・市民活動センターの運営	センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。 市民のボランティア活動、N P O活動を支援する拠点機能の充実を図ります。	市民活動推進課

第2項 福祉コミュニティづくりの推進

自治会との連携や、地域福祉の中心的な存在である「民生児童委員合同協議会」、「社会福祉協議会」などの活動や運営を引き続き支援し、各組織を通じて高齢者を見守る福祉コミュニティづくりを進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 自治会との連携	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する声掛けや安否確認について、自治会との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。	市民活動推進課 高齢者支援課
2 民生児童委員合同協議会との連携	支援を必要とする高齢者に対し、民生児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生児童委員と意見交換等の場を設けます。	福祉総務課 高齢者支援課
3 社会福祉協議会等との連携	地域における民間福祉団体の中心的組織である「社会福祉協議会」および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。	福祉総務課 高齢者支援課

第3項 見守りネットワークの充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、民間事業者や市民等との協力による安否確認や見守り等のほか、認知症高齢者の早期発見・保護に向けたネットワークの構築を進めています。

事業名	事業の内容	担当課
1 見守り支援ネットワーク事業	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課
2 徘徊・SOSネットワーク事業【新規】	認知症などで徘徊するおそれのある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した検索支援アプリの活用等に取り組みます。	高齢者支援課

■見守り支援ネットワーク事業ステッカー

【図1】

見守り支援ネットワーク事業協力事業者の店舗出入口や車両に貼ることにより、事業の普及啓発および協力体制の連携強化を図ることを目的として、図1のステッカーを作成しました。

令和元年11月より事業者に配布し、地域全体の見守り力の向上に努めています。



第3節 地域支援事業による自立支援の充実

【現状と課題】

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、地域の実情に応じて高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」・「介護」・「住まい」・「生活支援・介護予防」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化を目指しています。

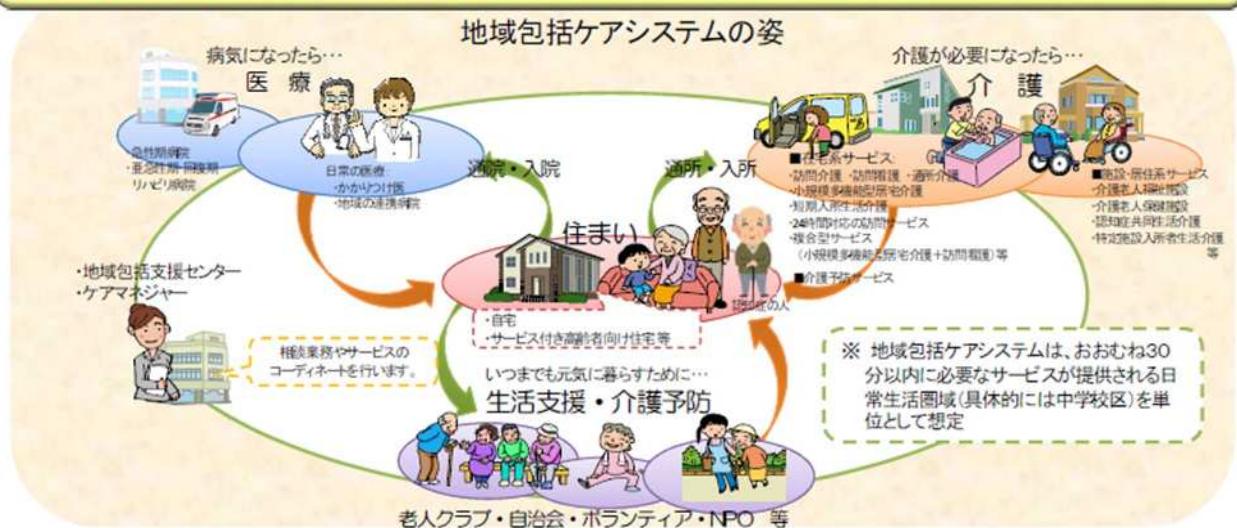
本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始し、利用者の心身の状態に応じて必要なサービスを提供できるようになりました。一方では、サービス内容によっては利用対象者の把握が難しく、ニーズの有無や対象となる基準を含めた課題が明確になっていきます。今後も、各サービス進捗状況やニーズを調査・分析し、青梅市介護保険運営委員会において意見を聴取した上で、適切な事業の評価・点検を行いながら進めていくことが求められます。

また、地域包括ケアシステムを構成する要素のひとつである「生活支援・介護予防」においては、日常生活の支援体制の整備と高齢者の社会参加を目的とし、地域の支え合い体制を整備するため第1層生活支援コーディネーターおよび第2層生活支援コーディネーターを配置し、協議体とともに地域の実情に合わせた取り組みを開始しています。

少子高齢化はもとより、災害や感染症などに対応するためには、医療・介護を含む専門職が地域社会へ参加し、連携を深化させていくことが求められています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



【基本施策】

第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

総合事業は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにもとづき、訪問型サービスおよび通所型サービス等を提供する介護予防・生活支援サービス事業と住民主体の場を充実させ、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進等を実施する一般介護予防事業で構成されます。

1 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等多様な生活支援のニーズに対応するため、引き続き国の基準による訪問型・通所型のサービスに加え、元気高齢者等が担い手となる生活支援サービスを提供していきます。また、「自立支援」を実現するために、心身機能の向上に向けた必要なサービス・支援を高齢者に提供していきます。

(1) 訪問型サービス

訪問介護等による身体介護・生活援助サービスを実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 現行相当サービス (介護予防サービス相当の訪問型サービス)	国の基準による訪問型サービスで、ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体介護や家事援助を行います。	高齢者支援課
2 家事支援に特化した訪問サービス (訪問型サービス A)	ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。	高齢者支援課
3 おうめ生活サポートサービス (訪問型サービス A)	おうめ生活サポート（青梅市が実施する一定の研修修了者）が訪問し、家事援助を行います。	高齢者支援課
4 短期集中型予防サービス (訪問型サービス C)	柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を、短期間で集中的に行います。	高齢者支援課

(2) 通所型サービス

通所介護等による機能訓練や集いの場などのサービスを実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 現行相当サービス (介護予防サービス相当の通所型サービス)	国の基準による通所型サービスで、生活機能向上のための体操や食事、入浴等のサービスを実施します。	高齢者支援課

2 軽度者向けの通所サービス (通所型サービスA)	生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。	高齢者支援課
3 短期集中型予防サービス (通所型サービスC)	短期間で集中的に行う2種類のサービスを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 機能訓練指導員による運動指導やマシーンなどを使った筋力向上のための運動 ● 柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動 	高齢者支援課

(3) その他の生活支援サービス

地域における自立した日常生活の支援のためのサービスについて、検討を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 その他の生活支援事業	生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。	高齢者支援課

2 一般介護予防事業

介護予防ではフレイル予防を重点目標とし、疾病の早期発見や生活習慣病の改善といった健康増進、生きがいづくりなど、生活の質の向上に向けた取り組みを行います。また、住民主体の地域活動を推進し、地域の力を育んでいくような地域づくりを進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 介護予防事業対象者把握事業 (介護予防把握事業)	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢者支援課
2 介護予防講演会 (介護予防普及啓発事業)	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課
3 介護予防教室 (介護予防普及啓発事業)	介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	高齢者支援課

4 介護予防リーダー養成事業 (地域介護予防活動支援事業)	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢者支援課
5 介護予防運動等の普及・啓発【再掲】 (関連事業：元気に♪楽しく♪梅っこ体操)	青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	高齢者支援課
6 フレイル予防に関する普及・啓発【再掲】	健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	高齢者支援課 健康課
7 介護予防機能の強化 (地域介護予防活動支援事業)	介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢者支援課
8 高齢者クラブの健康づくりへの支援	高齢者の健康づくり、介護予防のために、高齢者クラブの要望に応じて介護予防教室等を開催します。	高齢者支援課
9 地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢者支援課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値	目標値
2	介護予防講演会の開催回数	2回/年（令和元年度）	2回/年
3	介護予防教室の年間の受講人数	延べ937人（令和元年度）	延べ1,200/年
5	年間の梅っこ体操周知回数	11回/年（令和元年度）	11回/年
7	介護予防リーダーによる自主グループの数	23か所 (令和2年3月末現在)	30所

第2項 包括的支援事業の推進

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けられるよう、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一体的かつ総合的に取り組みます。また、地域包括ケアシステムの深化に向け、増加する地域のニーズに対応すべく社会資源の把握と多様な主体による連携・ネットワーク体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センター機能を強化するため、運営方法、人員体制等の見直し等、体制整備を図ります。

1 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアの推進を目的として、総合相談支援から始まる次の4つの事業を柱として運営を行っています。

事業名	事業の内容	担当課
1 総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。 地域の民生児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課
2 権利擁護	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。 また、認知症など判断能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者の権利擁護に取り組みます。	高齢者支援課
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者支援課
4 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるようアセスメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。	高齢者支援課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
3	主任介護支援専門員連絡会	1回/年	1回/年
3	ケアマネジャー対象の勉強会・研修会等	2回/年	2回/年

2 地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、個別事例の検討を通して多職種で課題解決を重ねることで、地域課題を抽出し、地域づくりに向けた課題の発見・解決につなげていくことを目指した会議です。高齢者の個々の状況に応じた自立支援を実現するために、地域の多様な専門職が協働し、ケアマネジャーの支援を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援します。また、個の課題から地域課題への吸い上げを行い、地域づくりに向けた課題発見・解決につなげていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	高齢者支援課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1	検討事例数	15 事例/年	18 事例/年

※ 令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも実績が少なくなっています。

3 在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療・介護の実現に向け、医療機関と介護事業所等の関係者の連携推進を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	在宅医療、介護連携に関する課題の抽出、また、地域の医療機関や介護事業所等の情報、機能等を把握し、多職種ネットワーク連絡会等において医療・介護関係者と、対応等の検討や情報共有を行います。	高齢者支援課
2 在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	高齢者支援課

3 在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢者支援課
4 在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢者支援課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1	多職種ネットワーク連絡会の開催回数	1回/年	1回/年
3	地域住民への普及啓発（講演会等）の回数	1回/年	1回/年
4	医療・介護関係者向け研修の開催回数	1回/年	1回/年

4 生活支援体制整備事業

少子高齢化による介護の人材不足と、生活の支援が必要な高齢者の増加が見込まれる中、多様な生活支援サービスが求められています。そのため、関係機関と連携し、地域における資源（人や場所、情報など）の把握や、更なる発掘・育成に努めながら、支援者と支援を必要とする人を適切につなげていくことができる基盤の整備に努めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 生活支援サービスの体制整備【拡充】	各圏域に配置された生活支援コーディネーターは、地域の協議体と一緒に地域の実情に応じた生活支援の基盤整備を推進していきます。 地域の社会資源や課題の把握を行い、多様な主体間の情報共有、および関係者間のネットワークの構築を図り、高齢者の社会参加につながるような地域活動を創出します。	高齢者支援課

2 元気高齢者等が支える 家事支援サービスの 担い手（おうめ生活 サポートー）養成研修	高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	高齢者支援課
3 高齢者の社会参加への取り組み	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取り組みを行います。	高齢者支援課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1 第2層協議体設置数		2か所	11か所

※第2層協議体：地域の人たちを中心に、多様な主体が参画しながら話し合い等を行う場で、市を11の区域に分け、その区域ごとに設置することを目指しています。

支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。
- 自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)一部修正

第3項　任意事業の推進

本市の地域特性と高齢者の実情を勘案し、介護給付適正化事業、地域自立生活支援事業等を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 介護サービス事業者連絡会	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者連絡会を行います。	高齢者支援課 介護保険課
2 居宅介護支援事業者連絡会	ケアマネジャーの情報交換と連絡協議の場として居宅介護支援事業者連絡会を行います。	高齢者支援課 介護保険課
3 介護給付費通知発送	介護サービス利用者に、実際に利用しているサービスの種類・費用を通知します。 利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	介護保険課
4 家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢者支援課
5 家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢者支援課
6 介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢者支援課

第4節 認知症施策の推進

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、認知症の方の数は、今後も増加し続けるものと考えられます。本市においても、この3年間に、要介護・要支援の認定者数のうち、認知症と判定されている高齢者は1,000人程度増えています。また、「在宅介護実態調査」の結果によれば、今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じることとして、「認知症への対応」が32.8%で最多となっています。

このように、認知症への対応は社会全体で取組むべき重要な政策課題となっています。国においても、平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組を進めてきました。平成30年12月には、認知症施策推進関係閣僚会議が設置され、令和元年6月、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。この大綱に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされました。

認知症の方が、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策推進大綱にもとづき、医療や介護などの専門的な支援を行うとともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備や、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の推進、地域での対応を進めるための基盤整備など、認知症高齢者等を対象とした各種支援施策を総合的に推進することが必要です。

【基本施策】

第1項 普及啓発・本人発信支援

認知症に関する誤解や偏見を解消し、認知症の方が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることができる、認知症と「共生」できる社会の実現を目指し、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を進めるとともに、認知症サポーターなど、地域で認知症の人や家族を支える機運・仕組みの醸成を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 認知症サポーター養成研修（※）	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、講師を派遣し、研修を行います。	高齢者支援課
2 認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み（認知症ケアパス）等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課

3 認知症の相談窓口の周知	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課
4 認知症簡易チェックシステムによる啓発	認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	高齢者支援課
5 本人発信支援に向けた基盤づくりへの取り組み【新規】	認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	高齢者支援課
6 認知症の正しい知識と理解の普及・啓発	世界アルツハイマーデーおよび月間にちなんだパネル展や講演会等各種イベント等を開催し、認知症の普及・啓発を図ります。	高齢者支援課

※ 認知症サポーターとは、「認知症サポーター養成講座」を受講した人のことで、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和2年3月末現在）	目標値
1 認知症サポーター数		延べ5,880人	10,000人

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも実績が少なくなっています。

第2項 認知症予防の推進

認知症も含めた認知機能の低下に対しては、早期に発見し、状況に応じた適切な治療や支援につなげていくことが、認知症の進行を緩やかにし、認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）の発生を抑える上で重要です。認知症支援コーディネーターによる早期発見・対応の推進、認知症地域支援推進員による関係機関・事業所などと連携し地域で高齢者を見守る体制づくりや、市民が認知症やその疑いに対する早期の「気づき」を促すための認知症の予防に向けた知識の普及・啓発に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課
1 認知症支援コーディネーター事業の推進	認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢者支援課

2 認知症地域支援推進員の配置	地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。 認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取り組み等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課
3 介護予防講演会 (介護予防普及啓発事業) 【再掲】	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課
4 介護予防教室 (介護予防普及啓発事業) 【再掲】	介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	高齢者支援課
5 高齢者の社会参加への取り組み【再掲】	生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取り組みを行います。	高齢者支援課

第1章第1節第1項健康管理の継続支援と生活習慣病の予防（71ページ）、第3項介護予防の推進（72ページ）および第3章第3節第1項（2）一般介護予防事業（90ページ）により認知症予防の推進を図ります。

第3項 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担のかかることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護ができるよう、地域において認知症の方とその家族、地域住民等が交流できる居場所づくりや、認知症家族会等への支援を行います。また、認知症の疑いがある人に早期に気付き、本人が安心して暮らしていくよう、認知症初期集中支援推進事業、認知症疾患医療センター等の専門機関との連携支援等を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
1 認知症カフェの普及	認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	高齢者支援課
2 認知症B P S Dケアプログラム推進事業	介護サービス事業者等を対象に、認知症B P S Dケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取り組みを支援します。	高齢者支援課

3 認知症初期集中支援 チーム推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついておらず認知症または認知症の恐れのある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課
4 徘徊高齢者家族支援 サービス事業	徘徊高齢者を探索するための位置探索G P S機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢者支援課
5 認知症疾患医療セン ター等との連携	受診困難等認知症の疑いのある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢者支援課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1 認知症カフェの設置数		1か所	3か所

第4項 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援

認知症になっても、住み慣れた地域で自立しながら、普通の暮らしを続けることができるよう、財産管理などにおける成年後見制度の利用促進に加えて、日常生活の様々な場面での障壁をなくす認知症バリアフリーおよび、認知症本人の社会参加への取り組みを行います。

事業名	事業の内容	担当課
1 認知症サポーターの活動の場づくり【新規】	認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポート者が、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	高齢者支援課
2 認知症本人の社会参加への取り組み【新規】	認知症カフェなど本人が気軽に参加できる場づくりを推進します。	高齢者支援課
3 徘徊・SOSネットワーク事業【再掲】	認知症などで徘徊するおそれのある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、I C Tを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	高齢者支援課
4 消費者の見守り体制づくり【再掲】	高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	市民安全課 高齢者支援課

5 成年後見制度の活用支援【再掲】	社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。	福祉総務課
--------------------------	---	-------

第3章第2節第3項見守り支援ネットワーク事業（87ページ）により認知症バリアフリーの推進、社会参加支援を図ります。